

連合農学研究科教員資格審査判定基準の申合せ

平成18年1月20日	代議委員会
平成20年1月18日	一部改正
平成21年12月18日	一部改正
平成22年4月12日	一部改正
平成24年5月18日	一部改正
平成26年1月10日	一部改正
平成26年4月1日	実施
令和2年1月10日	一部改正

連合農学研究科教員資格審査判定基準の注意書きについては、次のとおりの取扱いとする。

1. 論文Ⅰは、次の1)及び2)の学術雑誌に掲載された Full paper の査読付き原著論文を基本とする。^{注1, 2)}

1) 次の学術雑誌に掲載された原著論文は、代議委員会の議を経ないで論文Ⅰとする。

- ① PubMed に登録されている学術雑誌
- ② Clarivate Analytics の InCites Journal Citation Reports のリストに掲載されているイパクター付き学術雑誌
- ③ 日本学術会議協力学術研究団体が発行する学術雑誌

2) 上記以外の学術雑誌については、社会科学系に限り以下の事項を記した書類を代議委員会に提出し、可否を代議委員会で決定する。

- ① 学会員数
- ② 総会又はこれに準ずるものの開催状況（年会の開催回数）
- ③ 発行状況（年間の発行回数、年間の論文数）
- ④ 編集の体制（編集委員会の有無、査読制度の有無、会員以外の投稿の可否、論文の採択率）

2. 社会科学系及び水産工学系の論文の取り扱いについて

- ・ 個別報告論文、著書及び指定された論文を論文Ⅰにカウントする基準については、別途これを定める。
- ・ 外国人教員の日本語・英語以外の言語で書かれた論文については、1の2)と同様の手続きとする。

3. 1の2)の手続きにより承認された学術雑誌のリストを作成する。

注1) Full paper 以外の論文を論文Ⅰとして提出する場合は、以下のとおりとする。

- ① 「論文Ⅰに相当する理由書（様式任意）」を論文毎に添付すること。
- ② 教員資格審査委員会で、前項の理由書と当該論文の内容等を精査し、代議委員会において論文Ⅰ相当であるかどうかを決定する。
- ③ 上記で認められる Full paper 以外の論文については、主指導教員資格にあつては3編まで、副指導教員資格にあつては2編までとする。

注2) 論文Ⅰには指定以外の国際会議等の Proceedings は含まない。